第1編

景観づくりのための基本的な事項

第1編では、秋田市景観計画の目的や景観づくりの方針といった基本的な事項について、定めます。

- 第1章 景観計画について
 - 1 景観計画策定の背景と目的
 - 2 景観計画および景観条例の位置付け
 - 3 用語の定義
 - 4 景観計画の構成
 - 5 景観計画の特徴
- 第2章 景観づくりの方針
 - 1 景観計画区域
 - 2 景観づくりの基本方針
 - 3 景観づくりの個別方針
 - (1) 景観の視点
 - (2) 地域別方針
 - (3) 土地利用別方針
 - (4) 景観の性質別方針

第1章 景観計画について

1 景観計画策定の背景と目的

(1) 概要

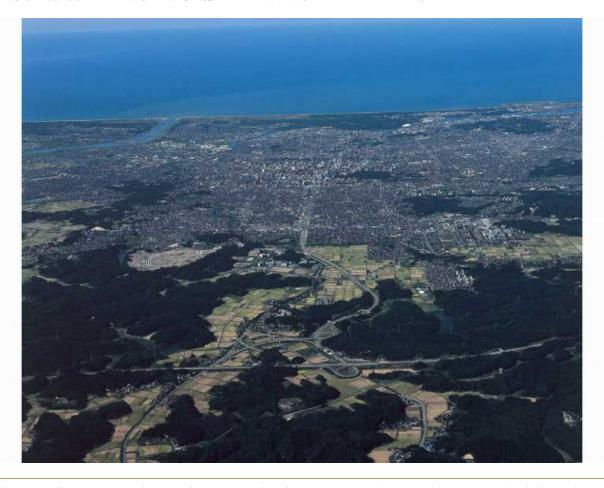
秋田市は、主峰太平山を頂く山並み、雄物川や旭川、広大な日本海、秋田平野に点在する緑豊かな丘陵など、雄大な自然の恵みのもとに、文化の香り高い風土が培われています。この、市民の共有財産である優れた景観を市民一人ひとりの手によってつくり育てていくことを目的に、「秋田市都市景観条例」(平成14年秋田市条例第26号)を定め、「秋田市都市景観形成に関する基本方針」に基づき、施策を進めてきました。

その後、平成17年1月の旧河辺町、旧雄和町との合併により拡大した全市域を対象とする第11次秋田市総合計画を策定し、「しあわせ実感緑の健康文化都市」を本市のめざすべき将来像と定め、市政を推進しました。

また、平成17年6月に「景観法」が全面施行され、市町村などが地域の特性をいかした良好な景観形成を推進していく環境が整えられました。

こうした中、社会的変化や時代の要請などに対応し、市民や事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力のある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継いでいくため、景観法に基づく「秋田市景観計画」を策定することとしました。

策定以降、本計画の運用により良好な景観誘導が図られてきた一方で、令和3年に「第14次秋田市総合計画」、「第7次秋田市総合都市計画」が策定され、それら上位計画や関連計画と一体となって景観施策を推進するため、秋田市景観計画を一部改訂することとしました。



景観法:平成16年12月17日施行、平成17年6月1日全面施行された日本で初めての景観についての総合的な法律 景観計画:景観行政団体(本計画では秋田市)が景観行政を進める場として、その基本的な計画となるもので、住 民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

(2) 市民の景観に対する意識

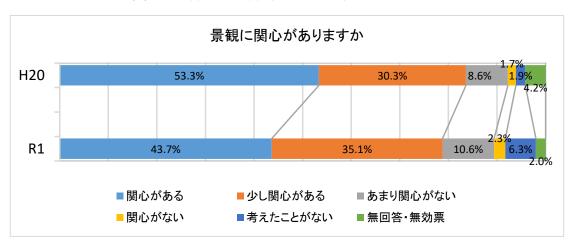
本計画の参考とするため、平成20年7月に20歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、「景観に関するアンケート調査」を実施しました。また、令和元年7月の「秋田市まちづくりに関するアンケート調査」(20歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、1,222の有効回答)を実施しました。

調査結果は、次のようになりました。

(資料:「秋田市まちづくりに関するアンケート」令和元年6月~7月都市整備部都市計画課)

① 景観への関心

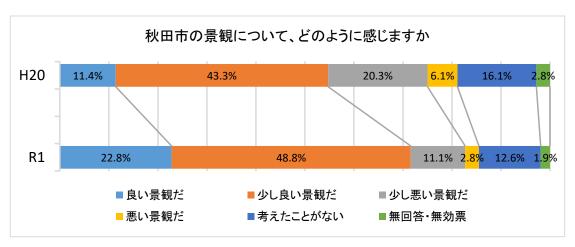
秋田市の景観への関心は、平成20年と同様に「関心がある」、「少し関心がある」と回答した割合が大きく、約8割の人が住まい周辺の景観に対して関心を持っています。しかし、その割合はやや減少していることがうかがえます。83.6%⇒78.8%(4.8㎡/)/減)



② 良い景観と思うか

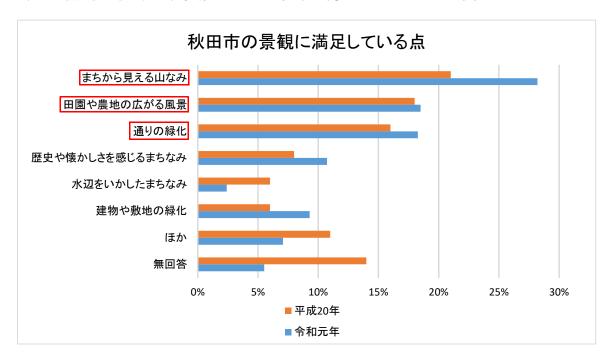
秋田市の景観について、平成20年から引き続き「少し良い景観だ」と回答した割合が最も大きく、「悪い景観だ」と回答した割合が最も小さくなっています。

また、「良い景観だ」と回答した割合が11.4%、「少し良い景観だ」と回答した割合は5.5%上昇しており、景観への意識(満足度)は良くなっていることがうかがえます。



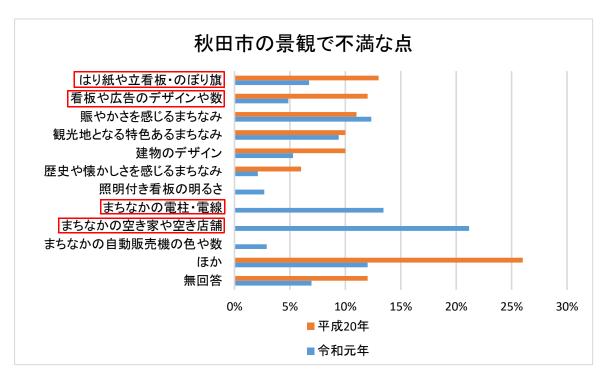
③ 景観で満足している点

「まちから見える山なみ」、「田園や農地の広がる風景」、「通りの緑化」を満足だと思う割合は、平成20年に引き続き大きく、自然景観についての満足度は高いことがうかがえます。



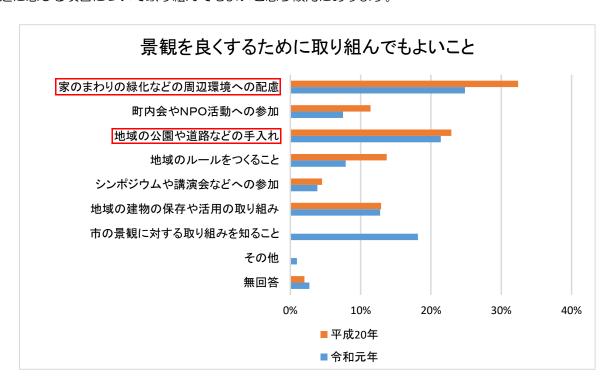
④ 景観で不満だと思う点

平成20年は「看板や広告のデザインや数」、「はり紙や立看板・のぼり旗」が、令和元年は新たに調査項目に追加した「まちなかの電柱・電線」、「まちなかの空き家や空き店舗」を不満だと思う割合が多くなってます。



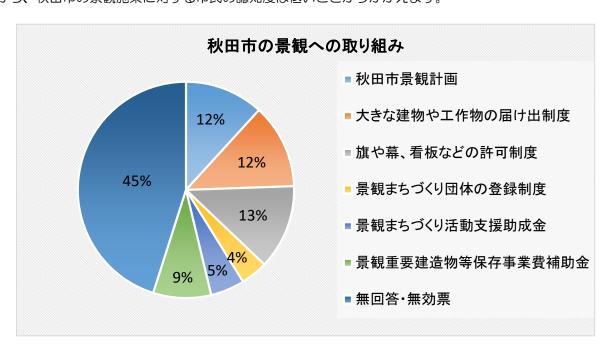
⑤ 景観を良くするため今後取り組んで良いこと

秋田市の景観をよくするために今後取り組んでもよいと思うこととして、平成20年に引き続き「家のまわりの緑化などの周辺景観への配慮」「地域の公園や道路などの手入れ」が上位を占めており、身近に感じる項目について取り組んでもよいと思う傾向にあります。



⑥ 景観の取り組みで知っているもの

秋田市の景観への取り組みとして認知度が高いものは、「旗や幕、看板などの許可制度」、「秋田市景観計画」、「大きな建物や工作物の届出制度」ですが、回答の約45%が無回答と多数を占めていることから、秋田市の景観施策に対する市民の認知度は低いことがうかがえます。



(3) 市民の景観まちづくりの展開

本市では、市民による地域の景観まちづくりが行われ、また、これからの展開が期待されます。本計画では、こういった動きを受け、市民の活動を推進するための環境づくりを行います。(第3編)

◆ 新屋表町通り

歴史的な建造物や湧水といった景観資源が存在する商店街である新屋表町通りでは、平成18年度から、地域住民や地域の大学である「秋田公立美術工芸短期大学」の教員等が中心となり、通りの景観向上等を目的とした取り組みが行われています。

- H18 地域の住民参加による景観まちづくりの連携活動として、景観まちづくりワークショップを行い、「新屋表町通り景観まちづくりガイドライン」をとりまとめました。
- H19 地域関係者等により「新屋表町通り活性化推進委員会」が設立され、 地域住民等に親しまれている景観資源である湧水を活用した広場「湧 水広場」の整備計画策定、通りに面した空き店舗の利活用、通りに 面した空き地の景観整備実験、地域にあるテレビ塔ライトアップに よる地域シンボルの創出など、景観まちづくりの試みが展開されま した。

ワークショップの様子



H20 地域住民に親しまれている建築物を改修・整備し、景観まちづくり 活動の拠点であり、美術工芸短期大学卒業生の活動の場や地域と大空き地の景観整備実験(屋台塀) 学との交流の場となることを目的とした「新屋参画屋」が運営されています。また、「湧水広場」の整備・運営や、活動団体「NPO 新屋参画屋」の設立といった取り組みが展開されています。







「新屋参画屋」の整備前後

- H22 新屋表町通り参加型景観まちづくり活動「参画ケイカン」と題し、6つのイベントを実施しました。NPO・住民・短大または地域以外の関係団体等の連携を図り、空き店舗の活用などにより、景観まちづくりのみならず、地域の活性化に繋げています。
 - 1 新屋参画屋(町家の再生を考えるコンペ作品展示)
 - 2 旧くすりのささき(ライトアップ活動の紹介)
 - 3 旧稲荷(町家コンペの作品展示や z 調査事業の展示)
 - 4 ひろ建築工房(地域資源マップと新屋参画屋館員によるSDReview入選作品の展示)
 - 5 JAあきた旧西支店ビル(Re:Lifeと題し、リユース・リサイクル・リノベーション提案)
 - 6 渡邉幸四郎宅(若手アーティストのコラボレーション作品展示)

H28 「景観まちづくり活動の担い手育成事業」と題し、ワークショップを通じて学びながら、まちづくりプレーヤーとしての能力を育む場の創生を目的とし、計11回開催しました。

このワークショップにより、秋田市新屋地区の地域住民や地元に立地する秋田公立美術大学の教員や学生との交流、地域外の人々と気軽に交流できる場の創出に繋がりました。

また、木造の妻入り古建築が数多く残る新屋表町通りのまちなみ保全や活用により、住民 や地域外の人々が生き生きと楽しく活動できる生活空間の創出と、空き店舗等の活用などに より、新屋地区のにぎわい再生の実現に前進しました。







まちあるきの様子





ワークショップの様子

H29 「景観まちづくり活動の担い手育成事業」と題し、まちづくりワークショップに精通したファシリテーターを招聘しました。まちづくりの課題ごとに活動チームを作り、参加者に広く議論・問いかけながら、まちづくりプレイヤーのあり方やまちづくりの実践について学び、計11回開催しました。

対話の仕方や情報共有と公開など、サークル活動とは異なる知識やノウハウについてワークショッププログラムを通じて学びました。





ワークショップの様子

◆ 草生津川流域での取り組み

草生津川水辺環境づくりの一環として、平成16年に地域の子供達が短い区間にコスモスを咲かせたのが始まり。以降、趣旨に賛同する地域住民や市民の参加が増え、距離の延伸したことから、平成17年に地域の町内会、子ども会、ボランティアなどと「草生津川コスモスロード実行委員会」を結成し、地域や市民の環境活動を発展させることを目的に組織的な活動が行われています。

H23

草生津川流域の景観まちづくり活動「コスモスまつり」と題し、多くの市民が魅力ある水辺環境に触れるとともに互いに交流することを通じて、市民協働による景観形成や活力ある地域づくり活動への関心・認識が深まることを目的として、ウォーキングツアー等のイベントが開催されました。

(参考)



H23 イベントの様子



H24 イベントの様子



H25 イベントの様子

◆ 秋田杉をいかした街並みづくり

秋田駅周辺では、秋田杉という地域資源をいかしたまちの魅力づくりの取り組みとして、産学官連携による秋田駅西口の駅前広場バス乗り場の修景や、他の市民団体などのイベントを通じて秋田杉ベンチやプランターの設置などが行われています。



秋田駅西口駅前広場バス乗り場

◆ 千秋公園活性化協議会

本市の主要な景観資源であり、また歴史的・観光的にも重要な千秋公園やその周辺について、魅力を最大限引き出すことにより、旧城下町地域のにぎわいの再生、千秋公園およびその周辺における良好な景観の形成、来訪者の安全安心の確保などを図るため、千秋公園を拠点として活動する市民グループ、周辺商店街などの団体、市、県などにより、平成19年に千秋公園活性化協議会が設立され、イベント等様々な取り組みが展開されました。



イベント「思ひ出の千秋公園を 語る会」の様子

◆ 千秋公園の蓮を活かした取り組み

NPO秋田千秋はすの会が中心となり、千秋公園の蓮の美しさを地域の財産ととらえ、写真撮影、自然散策、象鼻杯の体験を行い、中心市街地にある千秋公園の美しい景観を感じ、体感するイベント等が行われています。



◆ 新城川流域での取り組み

新城川水辺環境づくりの一環として、地域の4つの町内会(飯島穀丁・駅前・松園・堀川)からなる新城川桜植樹会により植樹、管理を行い、平成28年に「新城川さくら小道(ロード)」と命名。

毎年、桜の開花に合わせて新城川さくらまつりを開催しています。 また、イルミネーションや絵灯籠等も実施しています。



◆ 河辺鵜養地区

同地区は、農村の原風景とともに、その背後に風光明媚な渓谷があるなど 景観資源が豊富な場所です。平成20年10月に、地区住民と農林水産省の「農村景観応援団」との意見交換会が開催され、活発な意見交換がされました。



鵜養地区

◆ 自治会等による景観への取り組み

雄和地域の女米木地区や銅屋地区などでの景観マップづくりや、西部地域の勝平地区などでの景観写真など、景観に意欲的な取り組みが見られます。 (平成19年度の景観ミーティングの開催により本市が把握した取り組みを明記しています。)



女米木地区の景観マップ

2 景観計画および景観条例の位置付け

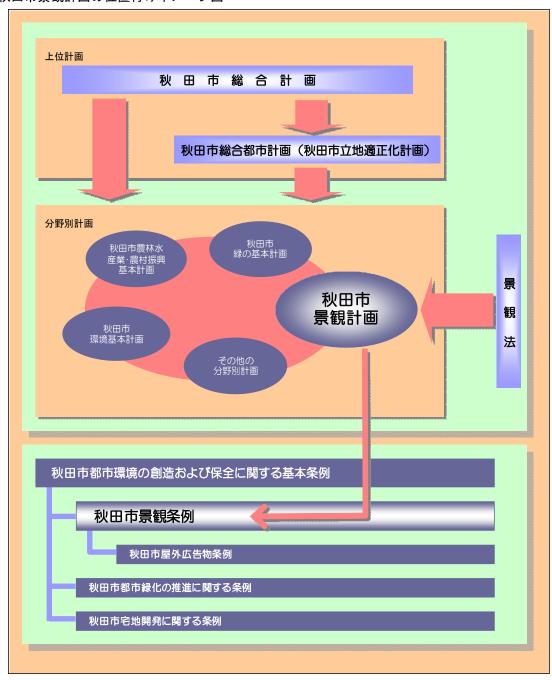
(1) 位置付け

秋田市景観計画(以下、「本計画」という。)は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である 秋田市が策定する「良好な景観の形成に関する計画」であり、本市の景観づくりの目標や基本方針等を 定めるものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画である秋田市総合計画および秋田市総合都市計画に適合させるとともに、秋田市緑の基本計画、秋田市環境基本計画等の他の分野別計画との整合を図っています。

また、「秋田市景観条例」は、「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」の下で都市環境施策の一翼を担いつつ、本計画の施行条例として運用することとします。

秋田市景観計画の位置付けイメージ図



① 上位計画等関連計画の整理

秋田市景観計画に関連する主な上位計画等について、概要を示します。

名 称	第14次秋田市総合計画(基本構想)					
策定主体	秋田市					
(策定年次)	(令和3年3月)					
目標年次	令和7年度(2025年)					
基本理念等	ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし					
	~元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて~					
景観に関わる基本方針	【都市将来像2】					
または関連施策	緑あふれる環境を備えた快適なまち					
	豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、 地域の特性をいかした新たな「秋田らしさ」の創造に向け、市民、 事業者および行政が一体となって魅力あふれる景観づくりに取り組 み、うるおいとやすらぎを得られる景観形成を目指します。					

名 称	第 7 次秋田市総合都市計画				
策定主体	秋田市				
(策定年次)	(令和3年6月)				
目標年次	令和22年(2040年)				
基本理念等	暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市				
	~「市民の生活」や「地域の文化」を守り、				
	未来へ引き継ぐまちづくり~				
景観に関わる基本方針	【全体構想】				
または関連施策	○景観形成の方針				
	(1) 秋田市のイメージを形成する景観づくり				
	(2) 活気ある都市景観の形成				
	(3) 自然と田園をいかした景観形成				
	(4) 安全性にも寄与する景観づくり				
	(5) 歴史・文化をいかした景観形成				

名 称	秋田市緑の基本計画				
策定主体	秋田市				
(策定年次)	(平成31年3月)				
目標年次	令和22年(2040年)				
基本理念等	「みんなでまもるみどり」、「みんなでつくるみどり」、				
	「みんなでそだてるみどり」、「みんなでいかすみどり」				
景観に関わる基本方針	【みんなでまもるみどり】				
または関連施策	○基本方針				
	・樹林地、農地など、自然の緑を保全します				
	・公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます				
	【みんなでつくるみどり】				
	○基本方針				
	・緑の拠点づくりを進めます				
	・水と緑のネットワークづくりを進めます				
	・緑豊かな生活環境づくりを進めます				
	【みんなでそだてるみどり】				
	○基本方針				
	・緑のパートナーづくりを進めます				
	・緑への"気づき"づくりを進めます				
	【みんなでいかすみどり】				
	○基本方針				
	・県都秋田にふさわしい"顔"づくりを進めます				
	・多様なニーズに対応した都市公園の活用を進めます				
	・緑と親しめる場の創出を進めます				

(2) 景観法の概要

景観法は、平成16年12月17日に施行、平成17年6月1日に全面施行された日本で初めての景観についての総合的な法律です。

① 景観法の特徴

- 基本理念等基本法の性格と景観計画、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められている こと。
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること。
- 景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与していること。
- 景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設されたこと。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられていること。

(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

② 景観法で定められている青務

住民

基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

地方公共団体

基本理念にのっとり、良好な景観の 形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然 的社会的諸条件に応じた施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

事業者

基本理念にのっとり、土地の利用等の 事業活動に関し、良好な景観の形成に 自ら努めるとともに、国又は地方公共団 体が実施する良好な景観の形成に関す る施策に協力しなければならない。

玉

- ・基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及 等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深める よう努めなければならない。

(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

③ 景観法における制度等

景観法の主な制度の一覧



(資料:国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

1)制度活用のイメージ(地域景観)

景観法の制度活用のイメージ:地域景観



(資料:国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

2) 制度活用のイメージ(まちなみ景観)

景観法の制度活用のイメージ:まちなみ景観



(資料:国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

④ 景観法の対象地域のイメージ

景観計画区域の設定:基本的事項

景観計画の区域は、都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定できます。行政 区域全域を景観計画の区域とすることも、一部のみを区域とすることもできます。 区域内を景観特性により区分したり、より詳細な景観形成を行う区域を定めるなどして、 それぞれに景観形成基準を定めることもできます。 ただし、区域は重複しないように定めなければなりません。



景観法の制度の多くは、景 観計画区域内でのみ活用 できます。

景観計画区域以外でも活 用できる景観法の制度

- •景観地区
- •地区計画形態意匠制限
- -景観整備機構

(資料:国土交通省 景観法アドバイザリーブック)

⑤ 景観計画の概要

景観計画 景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- O 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を<u>横断的かつ一体的に定めることが可能</u> また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の

また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み 等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 〇 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 (当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる 建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に 関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、 景観行政団体が定める方法により表示する 図面

(※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外 広告物、公共施設、農地、森林、自然公園 等の様々な事物が横断的にかかわってなさ れるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これ らの全てを景観計画において一体的に位置 付け、調和のとれた推進を図ることが有効

(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

⑥ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の概要

届出对象行為 景観形成基準

具体的な届出対象について、景観行政団体が必要に応じて追加して選択することも、適用除 外を設けることも可能

【必須届出対象行為】

- 建築物の建築等工作物の建築等
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

法第16条第7

項第11号の条例により、適用

除外が可能

条例に位置 五づける際に 六

0

条例に位置づける際に、 対象を絞る ことが可能 【選択可能な届出対象行為】

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の推積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の 工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明
- 七 火入れ

それぞれの届出対象行為ごとに行為の制限(景観形成基準)を定める

【次に掲げる制限のうち必要なものを選択】 ・建築物又は工作物の形態又は色彩その他 の意匠の制限

- ・建築物又は工作物の高さの最高限度又は 最低限度
- 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積 の最低限度
- ・その他法第16条第1項の届出を要する行

為ごとの良好な景観の形成のための制限

【制限を定める場合の基準】(抄) ・建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築 物又は工作物が一体として地域の個性及び特色 の伸長に資するものとなるよう定めること。この場 合において、当該制限は、建築物又は工作物の

利用を不当に制限するものではないように定めること。

例えば、通常、人が利用できなくなるような建築物の形態を 定めたり、工作物の機能を発揮できない形態を定めることに より結果的に工作物の建設ができなくなる等の過度の制限

「敷地の緑化」など地域の特性に応 じた工夫も可能

(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

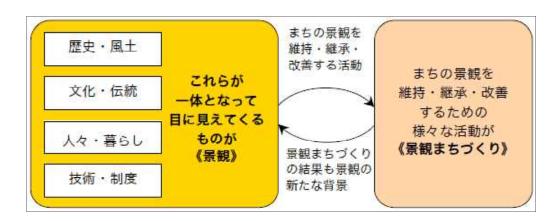
3 用語の定義

(1) 「景観」とは

- 景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの 暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。
- 良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- 身の回りの景観の良さは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- 〇 美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

(2)「景観まちづくり」とは

- 自分たちの街の景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観 を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。それが景観まちづくりです。
- 景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに現代的で美しく 魅力的な景観をつくりだすことも含みます。
- 清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。



(資料:「景観法の概要」平成17年9月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課)

4 景観計画の構成

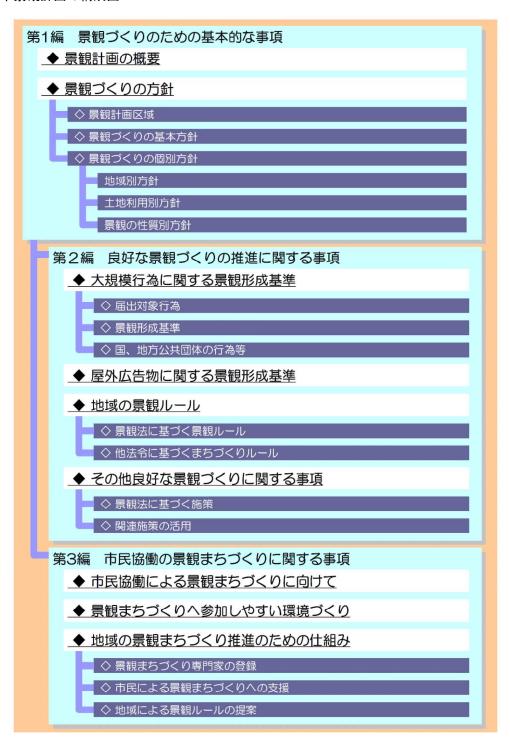
本計画は3編で構成します。

第1編は、景観計画の目的など基本的な事項や基本方針などを定めます。

第2編は、現在の景観の水準を維持するため、大規模建築等の行為を緩やかに規制誘導する届出制度について定めます。また、景観法に基づく制度の活用を視野に入れ、諸制度を計画で位置付けます。

第3編は、本市が進めている「市民協働・都市内地域分権」の考え方に基づき、今後、景観計画を一層充実し、景観まちづくりを推進するため、登録・支援制度や提案制度を定め、協働の仕組みを整えます。

秋田市景観計画の構成図



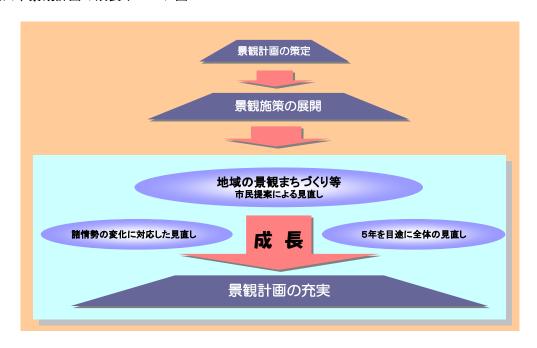
5 景観計画の特徴

(1) 成長型の計画

本市の景観づくりは、住民自治の理念に基づき、市民の積極的な参加により進めていくこととしています。そこで、本計画は、これまでの施策を継承しつつ、市民の活動を通じた提案を受けることにより、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画として策定しました。

計画内容の充実のため、今後、第3編で定める市民協働の仕組みを通じ、市民協働による景観まちづくりを推進し、提案を積極的に促します。こうして得られた提案に基づき随時計画を見直し、景観法に基づく各種制度等を活用した多様な内容の計画へと成長させるとともに、5年を目途に見直しを図り、市民の景観への意欲の高まりや、本市を取り巻く諸情勢や環境の変化などに対応していきます。

秋田市景観計画の成長イメージ図



(2) 市民協働の景観まちづくりのための仕組みの拡充

景観まちづくりに市民がより積極的に参加できるよう、多様な仕組みを設けました。 また、市民の登録や、活動へ支援の仕組みを設け、地域の積極的な景観まちづくりを推進します。 (第3編)

(3) 地域別の景観づくりの方針等の導入

地域の実情や景観資源に配慮したきめ細かい景観づくりを図るため、地域別の方針・基準を設けました。(第1編第2章)

(4) 「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の継承

本市ではこれまで「秋田市都市景観条例」による「秋田市都市景観形成に関する基本方針」に基づき、 景観づくりを進めてきました。この基本方針における考え方や方針、基準などを計画に継承しつつ、基 準の明確化等、今後の施策に適した形としました。

秋田市景観計画による景観づくりの展開イメージ図



第2章 景観づくりの方針

1 景観計画区域

秋田市は、平成17年1月11日に旧河辺町、旧雄和町と合併し、新秋田市として生まれ変わりました。 現在の906.07k㎡(令和3年1月現在)に及ぶ広大な市域では、自然や人の手によってつくりだされ た様々な景観が展開されています。今後、これらを活用・保全し、より良い景観づくりを推進する必要 があります。

また、景観法に位置付けられている制度の多くは、景観計画区域内で活用することができ、今後、本市の様々な地域で景観づくりが展開され、それらの制度が活用できる状況が求められます。

以上のことを考慮して、秋田市全域を景観計画区域とします。

景観計画区域



(資料:「秋田市の都市計画2017」平成29年11月 秋田市都市整備部都市計画課)

2 景観づくりの基本方針

本市では、以下の3つの基本方針に従い、地域の景観づくりに取り組みます。

この3つの基本方針は、秋田市都市景観条例に基づく「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の考えを継承しています。

(1) 市民協働による景観づくり

市民の主体的、継続的な取り組みによって育まれた「優れた景観」は、市民の共有財産として、地域への一体感や愛着や誇りなどを醸成します。これを推進するため、市民協働による景観づくりに努めます。

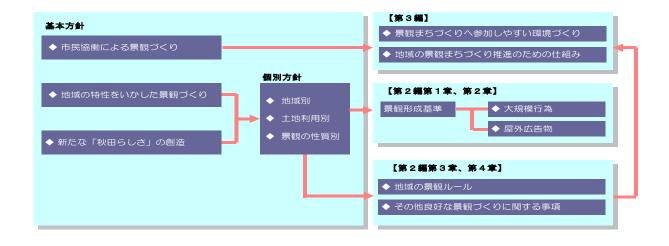
(2) 地域の特性をいかした景観づくり

歴史、文化、伝統や、それらによって培われてきた人々の営みや習慣、また、豊富な自然など、 長い年月の間親しまれ、受け継がれてきた地域の特性に配慮し、地域らしさを育て、次世代に継承 する景観づくりに努めます。

(3) 新たな「秋田らしさ」の創造

市民一人ひとりが自ら創意工夫することで生まれる新しい発想により、県都にふさわしい風格と魅力のある景観づくりに努め、新たな「秋田らしさ」の創造をめざします。

景観づくりの目標と3つの基本方針のつながり、それらに基づき景観づくりを進めるための具体的な 方策とのつながりは、下図のとおりです。



3 景観づくりの個別方針

(1) 景観の視点

本市では、「景観」を「視覚に映る眺め」と「それによってもたらされる人々の印象や感じられる雰囲気」を総合したものであると捉えます。

「視覚に映る眺め」は、海、山、川など都市をとりまく自然的要素と建築物、道路、都市で活動する 人々や車などの社会的要素の景観要素により分けられます。

「眺めによってもたらされる人々の印象や感じられる雰囲気」は、緑、水辺、歴史などの眺めの対象 に属する性質によって分けられます。

また、ある一定の場所の景観を捉えようとする場合、その場所での景観要素の分布と配置が景観を決定づける主な要因となり、その場所の地理的な位置・条件や土地利用の規律・制約に深く関わっています。

そこで、本計画では、「地域別」、「土地利用別」、「景観の性質別」の3つの視点から景観づくりの方針を定めます。

景観要素

住宅、農地、商業、工業、公園、街路、道路、橋、寺社、その他施設	社会的景観要素
海、山林、原野、河川	自然的景観要素

地域

中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和

土地利用

住居系	(用途地域が「○○住居専用地域」)	社会的土地利用
商業系	(" 「近隣商業地域」「商業地域」)	
工業系	(" 「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」)	
公園	(都市施設の「公園」「緑地」「墓園」)	
集落	(市街化調整区域または都市計画区域外で、人が集まり住んでいる地域)	
農耕地	(田園等の農地である地域)	
山林	(市街化調整区域又は都市計画区域外で、土地利用されていない地域)	自然的土地利用

景観の性質

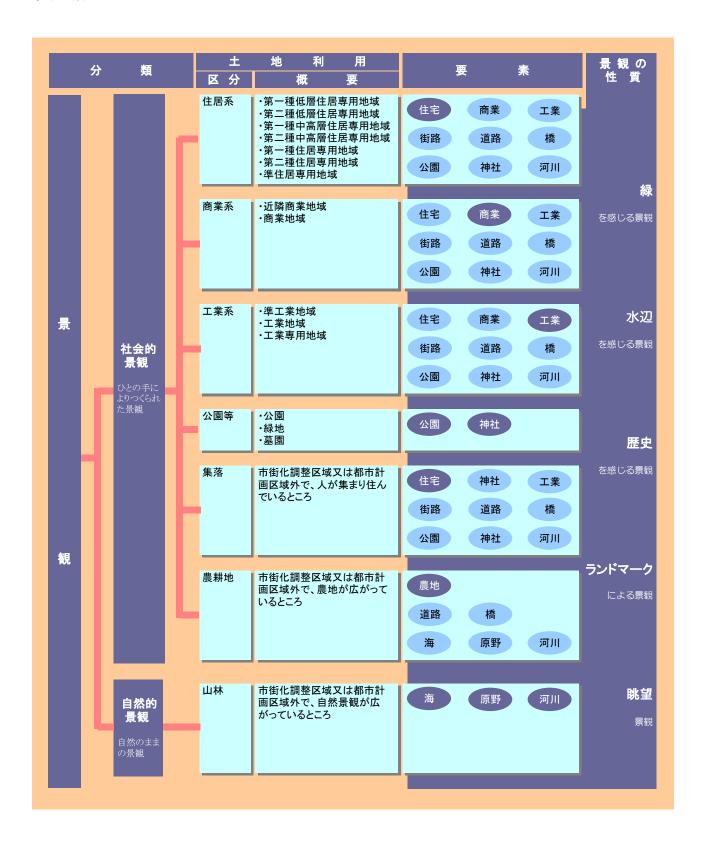
緑、水辺、拠点、歴史、眺望	社会的・自然的両方
---------------	-----------

● 本計画では、便宜上、人の手によるものを「社会的」、人の手によらない自然のままのものを「自然的」と 分類・区別しています。

景観:「景」とは、海、山、川、街並み、人、車など、眺められるあらゆる対象。「観」とは、これらを人が眺める 行為。よって「景観」は、眺められる対象と眺める人との相互関係によって成り立つことから、視覚に映る眺め を意味するだけではなく、それによってもたらされる人々の印象や感じられる雰囲気をも表す言葉。

都市景観:海、山、川など都市をとりまく自然的要素と、建築物、道路、都市で活動する人々や車などの社会的要素が視覚に映る風景を主体として、歴史、文化、伝統やそれらによってもたらされる印象や雰囲気をも反映した総合的な「見える環境」を表す言葉。「都市景観」は都市環境を構成する重要な要素であり、「優れた都市景観」は私たち市民の共有財産。

景観分類のイメージ図



(2) 地域別方針

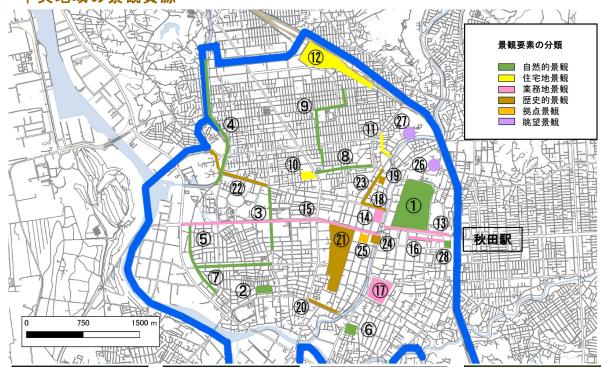
市域を概観すると、それぞれの地域では人びとの多様な社会活動を通じて形成されたまちなみや固有の景観資源などにより、特色のある景観を形作っています。ここでは、地域の景観の違いに着目し、中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7つの地域に分け、それぞれの地域の現状を明らかにするとともに、景観づくりの方針を定めます。

7地域の区割り図



〇 中央地域

1 中央地域の景観資源



①千秋公園周辺



市街地に潤いを与え、緑のランド マークとして親しまれている。

深い緑に覆われた散歩道が山王 の住宅街に潤いをもたらしている。

⑥鹿嶋神社の御神木 社殿向かいの御神木と周りの水辺 景観が住宅地に潤いを与えている。

(4)あくら周辺

⑤山王帯状緑地



伝統建築の趣を 活かした賑わい 空間。横町通り から移築・再現 した旧大島商会

店舗が令和3年4月、まちなか観光 案内所として仲間入りしました。

19秋田聖教主教会



洋風宗教建築がランドマークとなり、 住宅街に風情を与えている。

②赤れんが館



明治後期の 煉加 原知 原知 原知 原知 原列 原列 原列 原列 原列 原列 を引きる からランドマークと なっている。

②総社神社



住宅地の中にある巨木に覆われた緑地景観。

⑦御休通り

8保戸野学園通り

⑨ハミングロード

⑤山王大通り・竿燈大通り



整然とした ビルト 最級 とした がまり 気 しいかい かいい かいい かいい かいい かい かい しん いい る。

②馬口労町通り



松倉家とする 明治時代商店 明間家がで残り の間に残り、し 変をいる。

26北の丸から見える太平山



遮るもののない視界に、太平山の 裾野の広がりが見渡せる。

③けやき通り



道の両側と 直んかがり、 で がび、 で 街に割いて を もたら い る。

⑩高陽の家並み

⑪保戸野八丁通り

⑫泉ハイタウン

16仲小路周辺

ショウウィンドウが並ぶお洒落な風景。

⑪有楽町周辺

煉瓦造りの建物、町家風の店舗、保存樹、 公園など様々な要素が楽しめる。

②一寺町

寺院が建ち並び、緑に囲まれたや すらぎのある通りをつくりだしている。

②八橋旧国道の通り

切妻屋根の町家が残り、旧羽州街 道の歴史が垣間見られる。

②旭川から見える太平山



蛇行する旭川の背後に太平山がそ びえる眺望ポイント。

④コスモスロード



草生津川の 水面と桜並 木やコスモス が調和し、見 事な景観を 創り出してい る。

13広小路



中心の服力を表現の一方を表現の一方を表現の一方を表現の一方を表現である。

18通町



江戸時代の 町割りを継承し、伝統建築が融合し た近代合した美い商店街。

②菊谷小路

歴史的な町割に加え、北側を望む と遠景に山並みが楽しめる。

②那波家の水汲み場

旭川岸に残る水汲み場。明治期までは飲 用ともなっていた清流が偲ばれる。

28秋田駅西口広場



令和2年8月に、緑あふれる美しい 広場に生まれ変わりました。

2 中央地域における景観づくりの方針

① 全体方針

中央地域は、行政、経済、産業などの各種機能が集積し、本市の都市機能の中枢をなす多様な景観を有する地域です。

社会的景観として、歴史・緑の要素を含む商業空間や街路空間が景観資源として多く、これらをいかし、また、旭川が流れる旧城下町の特性をいかした景観づくりを目指します。特に「緑の基本計画(平成31年3月改定)」で緑化重点地区に指定されている「秋田駅周辺地区」等については、本市の顔を形成し、かつ商業・業務ビルや共同住宅等の大規模建築物等による景観の変化の大きい地区であることから、緑の保全や都市緑化の推進、適切な大規模建築の誘導、良好な居住環境の整備等により、魅力的な空間づくりを図ります。

自然的景観として、太平山を望む眺望景観があり、これらの眺望点の保全を目指します。

② 中央地域の特性への配慮

◆ 秋田駅西口周辺

県都の玄関口であり、秋田市の顔を意識した 建物ファサードや看板のデザイン等により、 魅力ある景観形成を図ります。また、沿道の 緑化等によるうるおいのある景観や、安全で 雰囲気ある夜間景観の創出を図ります。



建物のファサード、スカイ ライン、外壁の色彩や、看 板のデザインなど、にさも かさを演出している要因に もなっているため、 景観を阻害する景観へ の配慮が必要です。

また、県都の玄関口にふさ わしい、秋田らしさの創出 のため、秋田杉の活用など による工夫が必要です。

◆ 千秋公園周辺

公園の緑地や水辺をいかした景観の形成を図るとともに、商業・教育施設等が立地するお 堀周辺では、公園との連続性に配慮した景観 の形成を図ります。





久千地と供公親て本光い久千地と供公親て本光い球園重のいしれす代にび、緑間美市用ま的なで、緑間美市用ま的なで、緑ので、緑ので、緑ので、緑ので、緑ので

◆ 川反周辺

旭川をいかした水辺景観の形成を図ります。



旭川やケヤキの大木などがうるおいや安らぎをを与えていますが、これらと一体となった景観づくりが十分でないところも見られます。

市街地の貴重な水辺景観であり、川などをいかした景観づくりが必要です。

◆ 寺町周辺

境内の緑と落ち着いた雰囲気を持つ景観の形成を図ります。



境内の豊かな樹木の緑の空間が、落ち着きのある歴史的な雰囲気を 醸し出しています。

◆ 歴史的建造物等

歴史的建造物等の保存や活用に努め、歴史的 な雰囲気を継承した景観の形成を図ります。



赤れんが館や旧金子家 住宅等の歴史的建造物 がまちなみに落ち着き のある雰囲気を与えて います。

◆ 太平山への眺望

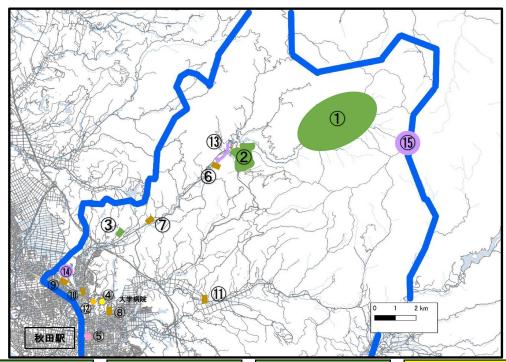
太平山への眺望に配慮した景観づくりを進めます。



千秋公園や旭川など太 平山を望むことのでき る点が存在します。

〇 東部地域

1 東部地域の景観資源



①仁別国民の森



太平山西麓の美しい保護林。旭川沿いの道を遡ると、太平山登山口 の旭又にたどり着く。

②太平山リゾート公園



豊かな自然の中に、温水浴施設、 スキー場、植物園、学習センターな どを備える。

③聖体奉仕会マリア庭園



草原を杉林が縁取る。聖書の物語 を辿りながら散策できる仕掛けが ある。

④県営住宅手形山1号



木の温もりを感じさせ、植栽された 樹木と共に周辺の環境と調和した 集合住宅。

⑤秋田駅東口周辺



アルヴェとNHKがシンボル的な建 物となっている。

⑥藤倉水源地水道施設



歴史を感じさせる古い越流式重力 式コンクリート造りのダム。 (全国初の近代化遺産)

⑦補陀寺



山間地の杉林の中に静かなたたず まいを見せる、秋田最古の曹洞宗 禅寺。

8太平山三吉神社



市街地に面した手形山風致地区南 東部外縁にある、凛とした神聖な景 観。

9天徳寺



市街地外縁部に位置する歴史的景 観。旧秋田藩主・佐竹氏の菩提寺 となっている。

⑩如斯亭庭園



旭川に隣接する市街地内に位置する名園。ツツジやモミジが美しい。 (国指定名勝)

⑪嵯峨家住宅



集落の中にあり、江戸末期の歴史 的景観を残す古民家建築。(国指 定重要文化財)

⑫鉱業博物館



円柱と直方体を組み合わせた特徴 的な現代建築。春には桜のトンネ ルが見事。

13仁別渓谷



杉、ブナの原 生林がある 良好な自然 環境。 カモシカも生 息する。

仰天徳寺山墓地公園



丘陵地にある公園。中央広場の平 和塔は、市内各所からシンボル的 に眺められる。

15太平山



天然の杉とブナに覆われ、四季 折々の美しい山容を市内各所から 眺められる。

景観要素の分類

自然的景観 住宅地景観 業務地景観 歴史的景観 拠盟

2 東部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

東部地域は、近年の秋田駅東地区の都市基盤整備などにともなう急速な市街化により、景観も大きく変化している地域です。社会的景観では、アルヴェなどランドマークとなる現代的な施設などがあります。また、緑の景観となる景観資源も多く、今後はランドマークとなる施設等の緑化に配慮した景観づくりを目指します。特に「緑の基本計画(平成31年3月改定)」で緑化重点地区に指定されている「秋田駅周辺地区」については、本市の顔を形成し、かつ商業・業務ビルや共同住宅等の大規模建築物等による景観の変化の大きい地区であることから、緑の保全や都市緑化の推進、適切な大規模建築の誘導、良好な居住環境の整備等により、魅力的な空間づくりを図ります。

自然的景観では、太平山をはじめとする山林による雄大な景観が展開し、太平山への眺望点も豊富であり、これらの保全を目指します。

② 東部地域の特性への配慮

◆ 太平山への眺望

太平山への眺望に配慮した景観づくりを 進めます。

秋田駅東口や天徳寺山墓地公園など、地域の 多くの場所で太平山を見ることができます。







◆ 秋田駅東口周辺の商業地

県都の新たな玄関口であり、秋田市の顔を意識した建物ファサード等により、魅力ある景観形成を図ります。



◆ 幹線道路沿い

市街地での沿道の店舗は、駐車場を含めた 施設周辺の緑化に努め、全体として統一感 ある商業地景観づくりに努めます。

田園・山林等に面する区域では、野立広告板等の乱立による景観の悪化を抑止します。



秋田駅東中央線や横山金足線等は、 市街地では沿道型商業施設が立ち 並び、シンボルロードにふさわし い景観の形成が望まれます。 田園・山林等に面する区域では、 野立広告板等による景観の阻害が 見受けられ、景観を阻害しないよ う配慮が必要です。

◆ 歴史的建造物周辺

建造物等の維持・保全と、その周辺住民の 理解と配慮により、その雰囲気の継承に努 めます。



佐竹氏の菩提寺・ 天徳寺、初代藩主の父義重の菩提寺 の父義重の菩提寺 ・ 闐信寺、藩主の 御休所・如斯亭庭 園など、由緒ある 史跡やお寺が点在 しています。

◆ 市街地と太平山の間に広がる丘陵

丘陵を構成する樹林の保全・継承により市街 地へ緑景観の潤いを与え、田園景観と一帯と なった雄大な景観づくりに努めます。



市街地と太平山の間に丘陵がは大平山の間では地へがり潤めたるとと一体となるとと一体との大がり潤い、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、は、ないのでは、ないでは、ないでは、は、な

〇 西部地域

1 西部地域の景観資源



①浜田森林公園



様々な種類の樹木が栽培され、美 しい森が形成されている。

②三角沼



かつて幾度となく氾濫した旧雄物 川の川筋の名残を留める水辺景観。

③大川端帯状近隣公園



製紙工場の排水がせせらぎに生まれ変わり、住宅地を横切る公園を 形成している。

④大川散歩道



沿道の木々が、住宅街の家並みに 四季折々の彩りを添えている。

⑤新屋表町通り



町家や酒蔵、湧水に彩られた、歴 史情緒が漂う通りである。

⑥日吉神社



新屋表町通りの南端にある。背の 高い木々と鳥居が凛とした雰囲気 を醸しだしている。

⑦栗田神社



松林の中に鳥居と社殿が鎮座し、 道行く人々にやすらぎの風景をも たらしている。

⑧秋田公立美術大学



蔵の土壁と現代建築のコンクリート や金属が好対照をなし、独特の景 観となっている。

⑨雄物川河口



広がる空と水面、太平山、男鹿半島、鳥海山まで見渡せる雄大な風景。夕焼けが美しい。

⑩大森山



頂上の展望台から市街地が一望で きる。雨上がりの虹が見事。

⑪下浜サンセットロード



国道7号下浜道路の開通に合わせて命名。男鹿半島、海岸線、夕日と素晴らしい景観が眺められる。

景観要素の分類

自然的景観 住宅地景観 業務地景観 歴史的景観 拠点景観 眺望景観

2 西部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

西部地域は、良好な住宅地とこれに隣接した商業地や工業団地といった多様な社会的景観を抱え、山林をはじめとする豊かな自然的景観を有した地域です。社会的景観では、公園や 寺社による緑の景観が豊富であり、これらを保全・活用した景観づくりを目指します。

自然的景観では、日本海や雄物川を背景とする豊富な水辺景観が特徴的であり、これらに 配慮した景観づくりを目指します。

② 西部地域の特性への配慮

◆ 大森山等市街地を囲む丘陵地

丘陵地の緑の保全を一層推進し、良好な景観づくりを図ります。また、市街地から丘陵地、丘陵地から市街地への眺望景観に配慮します。



斜面緑地が市街地からの眺望対象として重要な景観資源となっています。 また、それらの丘陵地からは市街地 を見渡すことが出来る眺望を有して います。

◆ 歴史的建造物等

建造物等やそれらを囲む緑の維持・保全や、その雰囲気を継承した地域の景観づくりに努めます。





日吉神社等の歴史的な建物やそれらを取り 囲んでいる緑が趣のある景観をつくりだし ています。

また、新屋表町通りでは地域の取り組みにより歴史的建造物等をいかした線的な景観づくりが展開されています。

◆ 海岸沿いの景観

海岸沿いのクロマツの保安林による緑景観、美しい水辺景観の形成を図ります。 白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、秋田市の発展に大きな役割を担ってきたこ の海岸樹林帯の回復に努めます。



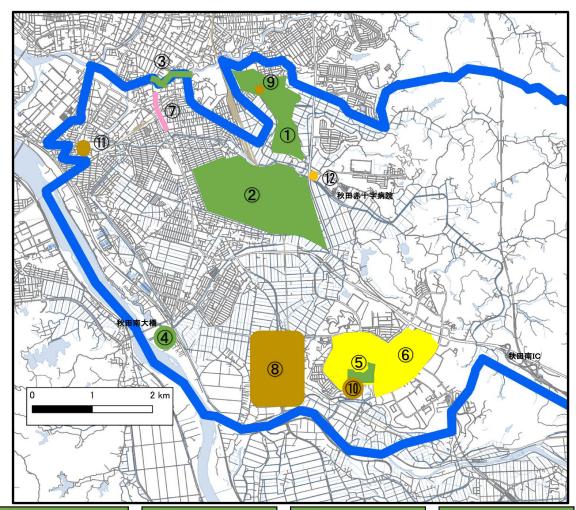


新屋海浜公園・桂浜海水浴場・下浜海水浴場を結ぶ海岸線は美しい砂浜と松林が連なり、 クロマツによる保安林は、海と一体となった 雄大な景観を創出しています。

日本海沿岸に広がる海岸樹林地は、松くい虫等の大きな被害を受けています。

〇 南部地域

1 南部地域の景観資源



①一つ森公園



市街地と田園に囲まれた、小高い 丘陵地にある公園。

②仁井田の田園風景



市街地の外縁部に広がる田園風 景。米どころ秋田を象徴する景観。

③太平川沿いの桜並木



桜並木が2kmに渡って続き、市街 地に水と緑の潤いを添えている。

4蕗畑



地域の農家が耕作している畑。高さ1.5m、直径1mを超える秋田蕗が 群生する姿は圧巻。

⑤御所野総合公園

振興住宅地の南側に計画的に開発・整備された、広がりのある緑地 景観。

⑥御所野ニュータウン

住民の提案による地区計画に従い、 緑化された美しい街並みが形成さ れている。

⑩地蔵田遺跡

御所野総合公園にある、弥生時代 前期の住居を復元した歴史的景観。

⑪三皇熊野神社

温もりのある木造建築と公園の 木々が一体化し、憩いの空間を提 供している。

⑦牛島商店街



明治から昭和初期の店舗が数多く 現存する、かつての秋田の商店街 の原風景。

8仁井田堰



17世紀に建設された新田開発の ための水路。安らぎを得られる水 辺の景観である。

9旧黒澤家住宅



一つ森公園に移築された江戸時代 の武家屋敷。周囲の緑にとけ込ん でいる。

⑫遊学舎



昭和初期の住宅と、かつての町家 を模した平成の木造建築が調和した景観。

景観要素の分類



2 南部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

南部地域は、御所野ニュータウンなどの宅地造成により、新しい住宅地景観の形成が進んでいる地域です。

景観資源が社会的景観から構成されているところが特徴的であり、良好な住宅地景観や、 田園や公園などによる緑景観が豊富です。

今後の地域整備に伴う多様な景観の展開に際し、緑景観の豊富さを推進した景観づくりを 目指します。

② 南部地域の特性への配慮

◆ 御所野ニュータウン

地域のまちづくりルールと連動し、各家々の生垣等の緑や草花による緑化等による計画的で良好な住宅地の景観形成をより推進します。







地域のまちづくりルール (地区計画や緑地協定等) により良好な住居環境の 推進が図られています。

◆ 田園景観

田園景観との一体感に配慮し周囲と調和した景観の形成を図ります。





郊外に良好な農地が広がり、季節感あふれる景観を創出しています。

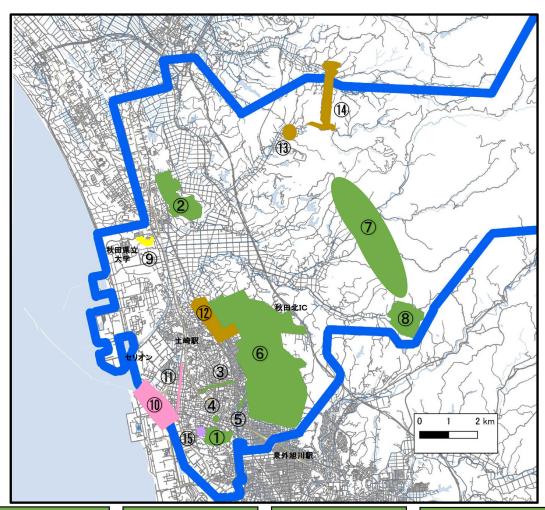
◆ 市街地へ向かう幹線道路等

沿道への野立広告板等の乱立を防ぎ、広がる田園景観への眺望、市街地への眺望に配慮するよう努めます。

御所野地区の国道13号や横山金足線等は、雄大な田園景観が広がり、さらに市の中心市街地を眺望でき、市街地に入る際の第一印象を与える景観的に重要な地点となっていますが、野立広告板等により景観が阻害されているところが見受けられるため、景観を阻害しないよう配慮が必要です。

〇 北部地域

1 北部地域の景観資源



①高清水公園



豊かな緑、復元された秋田城跡東門、空素沼などの多様な景色を堪能できる。

⑧大滝山自然公園

公園として整備され、人を自然へと 誘う雰囲気を持つ風景。

⑨下新城中野地区計画

生垣の推奨やセットバック等による 閑静な住宅景観がつくられつつあ る.

③三浦家住宅



屋敷林の中の厳かな館が、農業集 落のアクセントとなっている。

②小泉潟公園



湿原と周囲の旧家とが調和し、独 特な自然・農村の風景となっている。

⑩港の風景



土崎側に倉庫、運河の向こうには 工場や貨物船が展望できる壮大な 風景。

4 黒川油田



か最量昭で油を 日噴りり期産 を和栄地の を いま産残 を のる。

③四ツ屋街道のイチョウ並木



道の両側に並ぶイチョウが見事。 その先には太平山がそびえ、美しい景観をつくっている。

①本町通り



港町・土崎のメインストリート。 所々に残る昔ながらの商家建築を堪能できる。

15旧国道から見える港



坂の途中から 見渡せる青い 海は、かつて の秋田城と港 の賑わいを彷 彿させる。

④将軍野南五丁目の3本の松

⑤草生津川岸の桜並木

⑥北IC付近の田園風景

⑦上新城の山並み

至るところから眺められる、昔と変わらぬ自然の風景。山桜が美しい場所もある。

⑩飯島に残る農村風景



昔ながらの農家の倉庫が現存し、 入り組んだ道のあちこちに農村風 景が残っている。

景観要素の分類

自然的景観 住宅地景観 業務地景観 歴史的景観 拠点景観

2 北部地域における景観づくりの方針

① 全体方針

北部地域は、重要港湾秋田港、史跡や良質な住宅地、田園、山林などの自然環境を有し多様な景観を持つ地域です。

社会的景観では、街路や歴史的景観となる景観資源が豊富であり、寺内地区から土崎地区へと続く通称「旧国道」沿いには、歴史的な寺院、農家建築、商家があり、今後、これらを個々に、また、複合的にいかした景観づくりを目指します。

自然的景観では山林による緑の景観が豊富であり、これらの保全を目指します。

社会的・自然的の総合的な景観である秋田港は地域を特徴付ける景観資源であり、これを様々な観点からいかした景観づくりを目指します。

② 北部地域の特性への配慮

◆ 秋田港周辺

敷地の緑化や沿道緑化などにより周辺と調和 した工業地景観、より一層のにぎわいのある 商業地景観を目指すとともに、水辺景観をい かした親しまれる港町の景観づくりに努めま す。





活地し的業でセドりとい観ま気の、な地いリマ、ものをする観の部とまが一港にあ形。あ観の部とまが一水に港しるがの水に港しるがの水に港しいが、なたラと辺ぎのて工を代のなたラと辺ぎのて工を代のなたラと辺ぎので

◆ 歴史的建造物周辺

伝統的な雰囲気を継承しつつ、賑わいと活 気のあるバランスの良い景観づくりに努め ます。





土ら現周家いで替等ないの商で守て路新向までは、の商で守て路がまれるや基盤をあるや基盤をあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが、の商で守て路がしたが、の商で守て路新向まが、の商で守て路新向まが、の商で守て路が向いたが、の商で守て路が向いたが、の商で守て路が向いたが、の商で守て路が向いたが、の商で守て路がしたが、の商で守て路がしたが、の商で守て路があるが、の商で守て路があるが、の商で守て路があるが、の商では、

◆ 並木道

沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹 等の維持管理などに主体的に取り組むこと により、地域に愛着をもたらす景観形成を 図ります。



自衛隊通り、四ツ 屋街道、草生神子 岸など、桜やイオ樹 によりうるおいる とやすらぎのあるお 路景観が形成され ています。

◆ 田園景観や山なみ

田園景観や眺望景観に配慮した景観形成を図 ります。

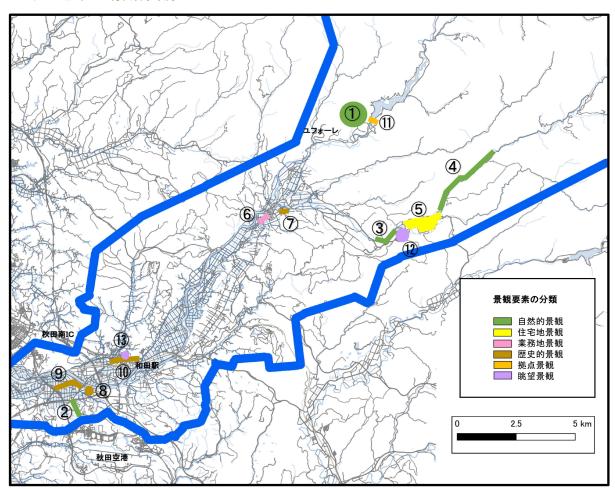


郊外に田園風景が広がり、さらに上新新なの山なみと相まって を大な景観が形成されています。



〇 河辺地域

河辺地域の景観資源 1



①筑紫森



鳥帽子にも似ている緑豊かな姿は 見る人にやすらぎを与える。

②戸島桜並木



道の両側に桜の木が並び、春には 鮮やかな桜のトンネルができる。

3岨谷峡



木々の間から見える川の流れが美 しく、近くまで行ってみたくなる光景

4号見峡



大又川を溯ると、殿淵、伏伸の滝、 舟作といった見事な水辺の景観が 見られる。

⑤鵜養



茅葺き屋根の古い民家、屋敷林、 堰などが調和し、心休まる景観をつ くりだしている。

⑥柳町通り



歴史のある町家や昔懐かしい雰囲 気の商店が並ぶ穏やかな商店街。

緑豊かな谷間に重厚なコンクリート の壁が立ち上がり、迫力のある景

⑦千手院と岩見館遺跡



寺院の閑静な姿と、裏手にある岩 見館遺跡との緑が調和している。 秋には紅葉が美しい。

⑫へそ公園

⑧戸島神明社



広がる水田の中にある小高い丘の 木々に囲まれ奉られている。

⑨旧羽州街道(戸島)

伝統的な町家が存在し、新しい建 物も雰囲気に配慮している通りで ある。

⑩旧羽州街道(和田)

大きな町屋造りの家屋と立ち並ぶ 板塀が通りに歴史を感じさせる。

⑪岩見ダム



広がる田園の向こうに、遠く鵜養が 見渡せる。

13和田公園

和田の町を見下ろす眺望景観。

2 河辺地域における景観づくりの方針

① 全体方針

河辺地域は、太平山の豊かな緑や岩見川の清らかなせせらぎといった自然景観を有する地域です。

社会的景観では、広大な田園景観による眺望景観が展開し、また、旧街道などでは歴史的なまちなみが形成され、これらの保全・継承に配慮し、活用を図った景観づくりを目指します。

自然的景観では、筑紫森などの山林が豊富で、緑豊かな景観が広がっています。今後、これらを保全した景観づくりを目指します。

② 河辺地域の特性への配慮

◆ 旧羽州街道

歴史的な街並みの雰囲気を継承する景観づくりに配慮します。





戸島地区、和田地区の通り沿いには 歴史を感じさせる建造物も見られま す。

◆ へそ公園からの眺望

四季毎に表情を変える田園を保全した景観形成を図り、眺望景観の保全に努めます。



広がる田園風景と、田園や小高い山 に囲まれた鵜養地区とが調和した雄 大な眺望を有しています。

◆ 自然的景観

山林や河川等の保全や、それらへの眺望点の保全を図ります。



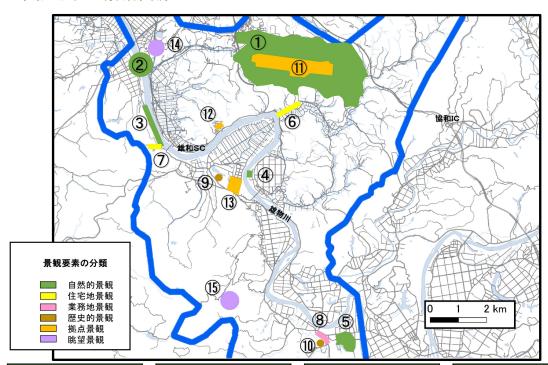




筑紫森をはじめとする山林などの豊かな緑や、岩見川や渓谷の美しさが、地域にうるおいとやすらぎを与えています。

〇 雄和地域

1 雄和地域の景観資源



①県立中央公園



整備された緑地に噴水や東屋がアクセントとして調和し、穏やかな景観をつくりだしている。

②黒瀬橋から見える雄物川



水面から高く上がった橋の上から 蛇行する川筋と河岸の緑地が展望 できる。

③白根館跡ふもとの桜並木



雄物川沿いの桜並木が細い道路 の曲線に調和し、美しい景観をつ くっている。

④種沢カヌー船着場



⑤竹の花公園



大堤水面の眺めや、竹の花の一本 松などの眺望が楽しめる。

⑥平尾鳥



広がる水田の辺縁にどっしりとした 木造の農家が見え、農村の原風景 を留めている。

⑦水沢集落



東に八幡神社、西に総墓に囲まれた集落。変貌しつつある昔ながらの 農家建築が見える。

⑧新波商店街



かつて川港のあった町の商店街。町家園の商店が数軒残っている

9街道の松



旧道沿いに立っている松。見事な 枝振りが江戸時代の街道の雰囲気 を今に伝える。

⑩新波神社



森林を背景にそびえる真っ赤な鳥 居が神聖な雰囲気を醸し出してい る。

⑪秋田空港



緑に囲まれ空に向けて開かれた滑 走路が地域のランドマークとなって いる。

②秋田国際ダリア園



秋には一面にダリアが咲き誇り、見 事な風景をつくる。春の山桜の風 景も見事。

13秋田県立農業試験場



雄物川が運ぶ土が堆積してできた 河岸の平地に、現代的な角張った 建築物がそびえる。

4 長者山から見える風景



小高い丘の上から、雄和の山林や 田園の風景が一望できる。

15高尾山



東から南にかけて眺望できる。雄 物川の蛇行は絶景。晴れた日は奥 羽山脈も見える。

景観要素の分類



2 雄和地域における景観づくりの方針

① 全体方針

雄和地域は、高尾山の豊かな緑や雄物川の雄大な流れといった自然景観に恵まれた地域です。

社会的景観では、田園などの農地による景観の豊富さが特徴的です。

自然的景観では、高尾山を中心とした緑の景観資源が豊富であり、雄物川による水辺景観とともに地域にうるおいを与えています。

また、社会的景観・自然的景観の調和による眺望景観が随所で展開されています。今後、 これらの保全や活用に配慮した景観づくりを目指します。

② 雄和地域の特性への配慮

◆ 高尾山からの眺望

眺望点の確保や、眺望景観の保全に配慮します。





雄物川の美しい川の流れが一望でき、 晴れた日には奥羽山脈も見ることので きる貴重な眺望点を有しています。

◆ 雄物川

川岸の緑の保全と、橋や高尾山からの眺望景観の保全を図ります。





水面と川岸の緑といった自然的景観 と、黒瀬橋や水沢橋などの橋との調 和による景観が展開されています。

◆ 雄物川沿いの田園

田園景観を保全・継承するとともに、この田園景観の中を流れる雄物川との調和を図ります。





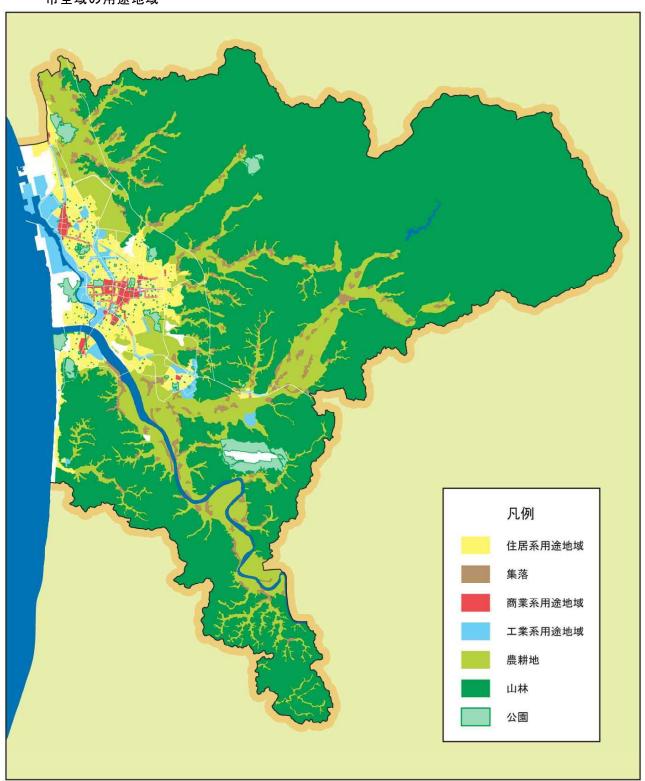
米どころ秋田を彷彿させる貴重な田 園景観が広がっています。

(3) 土地利用別方針

景観は、住宅・商店等の建物、橋・鉄塔等の工作物、川や樹木等の自然など目に見える全ての要素から構成されます。

そして、各々の場所での景観要素は、かなりの部分において、「土地利用」を規定する都市計画に深く関わっているため、土地利用別の方針を定めます。

市全域の用途地域



第1編 景観づくりのための基本的な事項

7地域の用途地域の面積イメージ図

	住居系 用途地域	商業系 用途地域	工業系 用途地域	公園	農耕地	集落	山林
秋田市 全域	•	•	•	•		• (
中央	•	•	•	٠	☆	\Diamond	\Diamond
北部	•	•	•	•	•	•	•
東部	•		\Diamond	•	•	•	
西部	•		•	•	•	•	•
南部	•		•	•	•	•	•
河辺	•				•	•	
雄和				•		•	

土地利用別方針

① 住宅系

- 地区計画や建築協定等と連動した計画的で良好な住宅地の景観形成を図ります。
- 各家々の生垣等の緑や草花による緑化をさらに推進した、うるおいのある住宅地の景観形成を図ります。
- ・宅地の連続した花壇等による緑や花による彩りある景観の創出や、連続した街区での生垣 設置等や地域における樹種の統一など、市民発意による景観形成を推進します。
- 伝統的形態やデザインを継承した風格のある住宅地の景観の保全を図ります。
- 沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。
- ・ 宅地化された空閑地や空き家等については、土地の清潔を保持するとともに、空き家等の 適正管理を進め、環境美化の推進を図ります。

② 商業系

- 県都にふさわしいにぎやかで魅力ある中心商業地の景観形成を図ります。
- ・安全で快適な回遊性のある歩行者空間を確保し、人々が集い交流する、にぎわいのある商業地景観の形成を図ります。
- ・ポケットパーク等を含む緑豊かな空間を創出した、うるおいと憩いのある楽しい商業地の 景観形成を図ります。
- ・街路樹や草花等による緑化を推進し、魅力ある業務地における緑のネットワークの整備による景観形成を図ります。
- ・ 沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。
- ・空閑地については、土地の清潔を保持するとともに、環境美化の推進を図ります。

③ 工業系

- ・街路樹や草花等による緑化を推進し、魅力ある業務地の景観形成を図ります。
- ・ 敷地内での緑化と安全に配慮した夜間照明の設置等を推奨し、緑に包まれたうるおいのある、安全な工業地の景観形成を図ります。

④ 公園·緑地·墓園

・近隣住民や公園愛護協力会などの関係者が主体的に公園の清掃や除草、維持管理などに取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。

⑤ 集落

- 四季毎に表情を変える田園を保全した景観形成を図ります。
- ・沿道の住民や関係者が歩道の清掃や街路樹等の維持管理などに主体的に取り組むことにより、地域に愛着をもたらす景観形成を図ります。

⑥ 農耕地

- ・四季毎に表情を変える田園を保全した景観形成を図ります。
- ・秋田市の入口となる幹線道路の沿道では、市の印象度を高める景観形成を図ります。
- ・田園地帯に広がる里地・里山については、緑地保全のための法制度を活用し、その保全を 図ります。

⑦ 山林

- ・秋田市の入口となる幹線道路の沿道では、市の印象度を高める景観形成を図ります。
- ・太平山から続く広大な丘陵部の緑、市街地周辺の樹林地など、秋田市を特徴づける景観の構成要素となる緑の保全を図ります。
- ・特色ある中山間地域の創造を図るため、里地・里山の保全や利活用と広葉樹林の造成、森林空間の市民利用を促進します。

(4) 景観の性質別方針

景観は、「歴史を感じる」あるいは「緑の安らぎを感じる」など個々の景観要素が持つ「性質」から得られる印象や雰囲気による影響も大きいため、景観の性質別方針を定めます。

景観の性質別方針

① 緑を感じる景観

- ・沿岸のクロマツの保安林や市街地を取り囲む丘陵地の斜面等の緑の保全と、市街地での都市公園の整備促進による緑の創出と保全による緑地景観の形成を図ります。
- ・緑化に関し、市民や事業者が主体的に取り組むことによる景観形成を図ります。
- ・街路樹および草花による沿道緑化の一層の推進や桜並木等の保全を図った美しいうるおいのある道路景観の形成を図ります。
- 景観上特に重要かつ良好な樹林地については、緑地保全地区の指定などにより、その保全を図ります。
- 海岸や河川等の水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成します。
- ・秋田駅西口に広がる秋田駅、広小路、仲小路、南大通りから山王官公庁地域に至るまでの 一体的な地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田にふさわしい景観を創出します。
- ・風致地区の指定による市街地の緑地景観の保全を図ります。
- ・歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、すぐれた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図ります。
- ・緑地保全地区予定地となっている寺町一帯の社寺林について、緑地保全地区には指定されていませんが、市街地に残る緑として、今後も保全を図ります。
- 都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地部に隣接する緑や臨海部の緑、および主要 幹線道路における街路樹等、大気汚染の都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図り ます。

② 水辺を感じる景観

- ・海岸や河川上流部の水辺環境を維持、保全し、景観形成に積極的に努めます。
- ・市民に親しまれ、うるおいを与える市街地での水辺空間等を一層拡大した景観の形成を図ります。
- 水と緑のネットワークによる緑豊かな景観形成を図ります。

③ 歴史を感じる景観

- ・伝統的・歴史的建造物や史跡の保存に努め、由緒ある街並み景観の形成を図ります。
- ・歴史的資源・観光的施設の維持・保全とその周辺住民の理解と配慮により、その雰囲気を 継承した景観形成を図ります。
- ・文化財指定や景観重要建造物指定などの法制度を活用した保存・活用を図ります。

④ ランドマークによる景観

- 都市景観賞等の表彰制度による市民意識の高揚と建築物のデザイン水準等の向上した景観形成を図ります。
- 市街地からの景観のシンボルとなる場所や眺望のポイントとなる場所の緑の保全を図ります。
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定による保存・活用を図ります。

⑤ 眺望景観

- ・展望施設の周辺や眺望地点における緑については、眺望を楽しむ視点場の緑として、保全・整備を図ります。
- 市街地からの眺望の確保を図ります。
- ・眺望地点を周知し、観光的要素としての活用も図ります。